

月刊基金及びブロック通信（平成 30 年 9 月号）の
掲載誤りについて（お詫び）

このたび、関係者に既に送付しております広報誌「月刊基金」及び「ブロック通信」の平成 30 年 9 月号におきまして、平成 30 年度診療報酬改定において経過措置が設けられていた施設基準により平成 30 年 10 月 1 日以降も引き続き算定する場合に新たな届出が必要となる診療行為として「A308-3 地域包括ケア病棟入院料」を掲載したところですが、当該診療行為の新たな届出の必要はなく、掲載誤りでした。

読者の皆さま、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

平成 30 年度診療報酬改定において経過措置が設けられていた施設基準の取扱いにつきましては、社会保険診療報酬支払基金ホームページの[診療報酬の審査/診療報酬関係通知/平成 30 年度診療報酬改定関係/施設基準]に平成 30 年 8 月 24 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「平成 30 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」を掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

なお、今回の誤りにつきましては、「月刊基金」、「ブロック通信」ともに、平成 30 年 10 月号におきまして、改めて、訂正記事を掲載することといたします。

【本件に関する問合せ先】

審査企画部 医科審査運営課

〒105-0004 東京都港区新橋 2 丁目 1 番 3 号

電話 03-3591-7441